

E T C 限定相互利用割引実験

1) ETC相互利用割引 実験主旨	ETCを利用した場合の関空連絡橋とアクセス有料道路の相互利用割引の実施により、一般道路から有料道路への交通流転換の可能性を検証するため、関空連絡橋と阪神高速道路公団・4号湾岸線または日本道路公団・関西空港自動車道との相互利用を行うETC無線通行車に対して相互利用割引を適用する。
2) 実験実施期間	平成17年2月1日(火)～平成17年2月28日(月)
3) ETC相互利用割引 実験内容	関空連絡橋とアクセス有料道路の阪神高速道路公団・4号湾岸線(阪神南線普通区間)又は日本道路公団・関西空港自動車道との相互利用を行うETC無線通行車に対して相互利用割引を行う。
4) 割引方法	阪神高速道路公団・4号湾岸線(阪神南線普通区間)又は日本道路公団・関西空港自動車道を経由し関空連絡橋に入った車両に対して、普通車の場合、アクセス有料道路分として300円、関空連絡橋分として200円の合計500円(大型車の場合、合計1000円)を関空連絡橋にて割引く。
5) 適用事項	相互利用割引の対象となるアクセス有料道路料金所は、阪神高速道路公団・4号湾岸線の泉大津本線料金所、岸和田北(南行)料金所、岸和田南(南行)料金所、貝塚(南行)料金所、及び日本道路公団・関西空港自動車道の泉佐野本線料金所とする。 阪神高速道路公団・4号湾岸線又は日本道路公団・関西空港自動車道の相互利用割引の対象となる料金所を通過後、6時間以内に関空連絡橋を通過した場合に相互利用割引を適用する。 車載器を所有しない場合、相互利用割引の対象外とする。 阪神高速道路公団・4号湾岸線(日本道路公団・関西空港自動車道)の対象となる料金所と関空連絡橋料金所をどちらも無線通行しない場合は相互利用割引の対象外とする。 日本道路公団又は本州四国連絡橋公団が発行するETC別納カードは利用可とするが、別納割引は適用せず、また相互利用割引を適用しない。

相互利用： アクセス有料道路から関空連絡橋へ直接乗り継ぐ車両のみならず、アクセス有料道路を一旦降りて、りんくうタウン等へ立ち寄ってから関空連絡橋を利用する車両も含めることを意味する。

無線通行： 自動車情報登録済みETC車載器を搭載した車で、料金所ETCレーンを無線交信により料金収受を行い通行すること。